

日本福祉心理学会会則

平成 15 年 6 月 7 日 制定

平成 17 年 7 月 10 日 一部改正

平成 19 年 7 月 16 日 一部改正

平成 23 年 7 月 10 日 一部改正

第 1 章 名称と事務局

第 1 条 本会は日本福祉心理学会 (The Japanese Association of Psychology for Human Services), 略称 JANPHS と称する。

第 2 条 本会の事務局は、事務局長のもとにおく。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会はわが国における福祉心理に関する科学的研究の進歩発展を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の研究促進を目的とする年次の会合(日本福祉心理学会大会と呼ぶ)の開催。
2. 機関誌「福祉心理学研究」の編集。機関誌編集に関する規定は別に定める。
3. 内外における関係諸団体との連絡。
4. 会員が本会の組織運営に関して審議決定する会務総会の開催。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、正会員(大学院生を含む)、学生会員(専門学校、短期大学、四年制大学)、名誉会員、団体会員、賛助会員、購読会員とする。正会員、学生会員は本会の目的に賛同するもので常任理事会の承認を得たものとする。名誉会員は本会の運営に功労のあったもので理事会が推薦し、総会で承認を得たものとする。団体会員は、本会の目的に賛同して入会した社会福祉施設、事業所等単位の会員とする。団体会員に所属する職員は本学会が主催する大会等に参加することができる。賛助会員は本会事業に財政的援助をなしたもので常任理事会が承認したものとする。購読会員は機関誌のみを購入する図書館などの団体である。会員であって会員の義務を怠り、また不都合な行為をしたものは除名されることがある。

第 6 条 会員は本会が営む事業に参加することができ、また本会の出版物について無料配布または優先的配布をうけることができる。ただし、役員選挙権、役員被選挙権は正会員のみ有する。

第 4 章 役員と職員

第 7 条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

1. 理事長(会長) 1名

2. 常任理事 若干名
3. 理事（選挙理事，指名理事）
当番校（地区）理事 各若干名
4. 監事 2名

第8条 選挙理事，および監事は正会員の選挙により選出される。常任理事は選挙理事の互選により、理事長は常任理事の互選により選出される。指名理事および当番校（地区）理事は常任理事会において指名される。いずれも会務総会において承認を受けるべきものとする。役員を選出については本会細則で別に定める。

第9条 理事長は日本福祉心理学会の会長として本会を代表する。理事長事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した常任理事がその職務を代行する。

第10条 監事は本会の会計および事業を監査する。監事は理事を兼ねることはできない。

第11条 役員任期は、役員改選年度にあたる会務総会の日から3年とし、再任を妨げない。当番校（地区）理事の任期は、常任理事会で別に定める。ただし、理事長の再任は2期までとする。役員欠員の生じた場合は、次点者をもって補充する。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。役員はすべて無給とする。

第12条 本会の事務を助けるため事務局を設け、事務局に次の職員をおく。

1. 事務局長 1名
2. 幹事 若干名
3. 嘱託 若干名

事務局員に関する規定は別に定める。

第13条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、理事会の推薦で本会事業の運営について意見を求めるため、会長が委嘱する。

第5章 会議

第14条 本会の会議は会務総会，理事会および常任理事会とする。

第15条 会務総会は本会の組織運営に関して決定する最高議決機関である。

第16条 理事会は理事長および他の理事をもって構成し、理事長が招集する。理事は本会の事業執行の責任を負う。理事の過半数の要求があるとき、理事長は理事会を招集しなければならない。

第17条 常任理事会は理事長および常任理事によって構成し、理事長が招集する。常任理事会は理事長の委託を受け、本会の通常の運営について常時執行の任にあたる。常任理事の過半数の要求があるとき、理事長は常任理事会を招集しなければならない。

第6章 会計

第18条 本会の経費は会費，寄付金，補助金等によって支弁する。

第19条 正会員の会費は年額7000円（ただし、大学院生は3500円）とし、毎年3月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。名誉会員からは会費を徴収しな

い。学生会員は 3500 円, 団体会員は年額 20000 円, 賛助会員は年額一口 10000 円とする。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

第 7 章 雑則

第 21 条 本会則を更に明確にするために別に日本福祉心理学会会則細則を定める。

第 22 条 本会の会則及び細則の改正は会務総会の議決による。

附 則

本会則は平成 15 年 6 月 7 日より施行する。

附 則

本会則は平成 17 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

本会則は平成 19 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

本会則は平成 23 年 7 月 10 日から施行する。